

富山海区漁業調整委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和8年3月6日（金）午後1時30分から午後3時5分
場所 富山県教育文化会館501号室

2 出席委員

網谷繁彦、大浦清和、大西眞彦、大野久芳、坂田博美、佐藤建明、
塩谷俊之、園 尚人、田中智宏、中村好成、古埜雅浩、松井誠二、
三國嘉彦、村上 憲、鷺北英司

3 議長

議長：網谷繁彦

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の
規定に基づき、当委員会は成立

5 議事録署名委員の指名

佐藤建明、古埜雅浩

6 県職員

荒木参事、飯田副主幹、加藤主任（海区主任兼務）

7 事務局職員

前田事務局長（水産漁港課課長兼務）

8 付議事項（議題）

(1) 富山県資源管理方針の変更について（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料1により、令和8年3月6日付け水
漁第841号で知事から諮問のあった「富山県資源管理方針の変更について」
説明された。

県では、漁業法第14条に基づき、国が定める「資源管理基本方針」に
即した「富山県資源管理方針」を定めているが、漁業法が一部改正された
こと等に伴い修正する必要がある。このため漁業法第14条第4項に基づ
き、「富山県資源管理方針の変更」について、海区漁業調整委員会への諮問
を行うもの。

資源管理方針の本則第6については、漁業法第26条及び第30条（漁獲
量等の報告）に第2項（特別管理特定水産資源の漁獲量等の報告に係る規
定）が新設されたことに伴い、第6の1（2）において引用する当該条項に
第2項を加える。なお、特別管理特定水産資源とは、現時点では、太平洋

くろまぐろを指すものとなっている。別紙1-4くろまぐろ（小型魚）については、第2の5（1）②における知事管理区分「富山県その他漁業協同組合（定置漁業）」の対象とする漁業について表記を修正する。別紙1-5くろまぐろ（大型魚）については、第2の3における知事管理区分「富山県その他漁業協同組合」を「富山県その他漁業協同組合（定置漁業）」に変更し、本区分の対象とする漁業を、氷見漁協及び新湊漁協以外の定置漁業（入善漁協、くろべ漁協、魚津漁協、滑川漁協及びとやま市漁協による定置漁業）としている。また、第2の4に知事管理区分「富山県その他漁業」を新設し、本区分の対象とする漁業を、定置漁業を除く漁業（主に漁船漁業）としている。

今後のスケジュールについては、本日諮問をして異議なく答申をいただければ、その後農林水産大臣へ承認申請を行い、4月1日に施行する予定としている。

委員からの意見や質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが議決された。

（2）知事管理漁獲可能量の設定について（くろまぐろ）（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料2により、令和8年3月6日付け水漁第834号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の設定について」説明された。

国から通知された令和8管理年度、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの、くろまぐろの都道府県別漁獲可能量に基づき、知事管理漁獲可能量を定めることについて海区漁業調整委員会に諮問するもの。本県の令和8管理年度の当初配分は、令和7管理年度から変更なく、小型魚が110.8トン、大型魚が30.5トンとなる。

県内当初配分案については、小型魚の各知事管理区分の当初配分は、令和7管理年度から変更ない。大型魚の知事管理区分については、これまで「その他漁業協同組合」としていたものを、「その他漁業協同組合（定置漁業）」と「その他漁業」（漁船漁業等）に分けて枠を新たに設ける。また、大型魚の「その他漁業」（漁船漁業等）については、令和7管理年度にあった調整枠（2トン）を廃止し、それを含めた全量（5トン）を当初配分とする。また、小型魚及び大型魚の「その他漁業」（漁船漁業等）について漁期を設定するとともに、小型魚では一部の枠を地区別の内訳として設定している。これらの内容については県内漁協に説明済みである。

中西部太平洋まぐろ類委員会（WC P F C）において、0歳魚（2キログラム未満）の漁獲を増やさないよう努力することとされたことを受け、0歳魚（2キログラム未満）の漁獲の抑制について県から県内漁協に通知を發出している。

今後のスケジュールについては、本日諮問をして、委員会で承認いただければ、その後農林水産大臣へ承認申請を行いたい。諮問文を資料として添付している。

委員からの意見や質問等は無く、県からの諮問について、委員会として

「異議なし」として案のとおり答申することが議決された。

(3) 知事管理漁獲可能量の設定について（するめいか、ぶり）（諮問）

県水産漁港課の加藤主任から、資料3により、令和8年3月6日付け水漁第836号で知事から諮問のあった「知事管理漁獲可能量の設定について」説明された。

漁業法では、都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、国から配分された都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）を定めるものとされている。今般、令和8管理年度、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの「するめいか」、及び令和8年7月1日から令和9年6月30日までの「ぶり」、について、本県の都道府県別漁獲可能量が国から通知された。この通知に基づき、これら2魚種の知事管理漁獲可能量を定めることについて、海区漁業調整委員会に諮問する。

「するめいか」は、数量明示により3,800トンが配分された。「ぶり」は、令和8管理年度はステップアップ管理におけるステップ2の管理に移行し、配分の試行等が行われる。都道府県別漁獲可能量は「試行水準」として示され、ステップ3に向けた管理の試行を行う。

今後のスケジュールについては、本日諮問をして委員会で承認いただければ、その後農林水産大臣へ承認申請を行いたい。

委員からの意見や質問等はなく、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として案のとおり答申することが議決された。

(4) 定置漁業に用いる漁具に接触する遊漁の禁止に係る委員会指示について（協議）

県水産漁港課の飯田副主幹から、資料4により、「定置漁業に用いる漁具に接触する遊漁の禁止について」説明があった。

前回、1月20日の委員会では、昨年度に検討していただき、令和7年4月1日に発出した委員会指示について、有効期限を2年間に延長してはどうかとご提示したところ、委員の方々から、色々な観点でご意見をいただいた。指示の内容を検討していた令和6年度から、現在の委員は約半数が入れ替わって新しくなっていることも踏まえ、改めて、経緯を含めて概要を説明させていただき、そのうえで、委員会指示を今後どうするかご検討いただきたい。

かねてから定置漁具周辺の釣りが定置漁業の操業の支障となる事案が発生していた。富山県では、全国で唯一、漁業調整規則に定置網の保護区域を設定しており、定置漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、魚道の遮断や魚群の散逸する行為を禁止しているが、一方で、定置網周辺での遊漁には明確な制限がないため、委員会指示での対応を検討することとなった。令和5年度に被害状況を把握するため、県内の漁協にアンケートを行ったところ、定置への繋がり釣りを規制することが妥当であるとの回答があった。これを受け、令和6年度には、他県の制限例を参考に、①定置漁具に

船を固定する等の漁具に接触しての遊漁の禁止、②定置漁業の保護区域における定置漁業に著しく支障を及ぼす遊漁の禁止、③定置漁具周辺の遊漁の禁止、の3つの指示案を提示し、これらについて検討を行った。定置漁具周辺を一律制限すると制限が広範囲となることや、違反行為を容易に確認できることが取締りにおいて有効といった理由等から、「①定置漁具に接触する遊漁（繋がり釣り）」を禁止する内容で検討を進めることとなった。この案について、令和6年10月の海面利用協議会で説明したところ、反対意見はなく、概ね賛同いただけただ上、「この委員会指示案であれば、抽象的・主観的なものが排除されている。」とのご意見もいただいた。その後、令和6年11月の海区の委員会において、今まで何も制限がなかったところから、委員会指示を発出することを一歩前進と捉え、委員会指示内容は案のとおりとする一方で、啓発用チラシには、定置網周辺での遊漁についても注意を促す記載として欲しいとの要望があり、対応することとした。その後、固まった指示案をもってパブリックコメントを実施した後、令和7年3月の海区の委員会で最終協議を行い、同年4月1日付けで委員会指示を発出した。並行して委員会指示の啓発用チラシを作成し、同年5月には関係団体等に配付した。一方で、洋上で啓発のためチラシを配布していたところ、外国人が多かったことから、急遽、多言語化したチラシを作成し、同年11月から洋上配布を開始した。

次に、県漁業取締船「つるぎ」によるこれまでの対応について説明する。年間早朝巡視については、以前にも海区委員会で定置付近での遊漁について注意啓発を強化してほしい要望があったことから、平成29年度からは、休日の早朝巡視日数を増やすことで強化を図ったところ、定置への繋がり釣りへの指導隻数は、平成29年度から2年間は倍増したが、その後、巡視日数を増やした効果か、指導隻数は減少した。一方で、令和6年度からは、外国人の定置への繋がり釣りが目立っている。

次に、1月20日の前回委員会での委員会指示に対する委員からのご意見への対応について説明する。「漁業者が報告しても1度目の取締りとなるのか。」との意見に対しては、海上保安庁に相談したところ「取締機関が対応すべきと考える。」との回答をいただいた他、水産庁にも確認したところ「一般的に一般の人が違反行為を見た、違反者の住所や名前を控えただけでは真偽が確認できないため、違反行為の根拠とできない。一般の人の通報だけで違反と捉えることはリスクがある。」との回答であった。これらのことから、県としては基本的には、県漁業取締船「つるぎ」で対応したいと考える。

また、「委員会指示の有効期限が1年ということであれば、2年目の年に2回目の違反があった場合であっても、再び1回目の注意を受けるだけ。違反する遊漁者を守っているように感じられる。」「現行では取締りの実効性がない。再犯を防止してほしい。」との意見があった。これに対して、全国の委員会指示をできる限り調べたところ、全国的に多くの県で定置の保護区域の設定や、繋がり釣りについて委員会指示により制限していたので、別紙にまとめた。多くの県で指示期間が5年間と長期設定とされている

た。また、取締り、罰則の実績がないか議事録などを確認したが、ほとんど確認できなかった。対応としては、遊漁者への抑止として現行の委員会指示の有効期間を1年間から2年間へ延長することも有効と考える。

次に「定置網の近くを通ることも制限してほしい。」との意見に対しては、水産庁通知として、遊漁と漁業の実態を踏まえ、それぞれの規制のバランスを考慮し、遊漁に対して過度な規制とならないよう留意する必要があるとされている。また、他県において、定置網付近の航行を制限する委員会指示は確認できない。さらに、海面での航行については、漁業関係法令で規制することは難しい。なお、国交省のパンフレットなどには、定置網に近づかないよう啓発されている。また、委員からは「定置網以外の漁具についても何らかの制限をしてほしい。」との意見もあったが、こちらについても、他県において、定置網以外の漁具に対して、遊漁を制限する等の委員会指示は確認できないことや、ブイなどの水面にある漁具は認識できるが、海中の漁具は認識できないこと、さらには、刺し網などは定置網と異なり、場所が変わり、遊漁者が場所を特定できないことから、これらの意見については、委員会指示での対応は困難と判断する。県としては、安全航行の観点から海上保安庁に注意啓発を依頼するとともに、県漁業取締船「つるぎ」の巡視時に、漁業者や漁具への被害の観点から注意啓発を行うこととしたい。

また、委員からは「次の海区で検討後の案を示してほしい。」との意見があったことに対しては、最初に、今回の委員会指示を発出した経緯をお話ししたように、現行の委員会指示は約2年間を要して発出にこぎつけたもの。内容を見直すためには、海面利用協議会で意見を聴いたり、パブリックコメントを行ったりと、ある程度の時間を要する。

委員からは、普及啓発としてSNSの活用ができないか、また、より強く釣具店などに働きかけられないかといった意見もあったことから、県としては、今後、委員会指示の普及啓発に力を入れることで対応したいと考えている。まずは、遊漁マップや県HP上での周知を実施する。さらに、県漁業取締船「つるぎ」の巡視強化を検討したい。まだ検討の段階であるが、岸近くの定置網やよく遊漁者が繋がる定置網などを強化して巡視してはどうかと考えている。また、今後、委員会指示をどうするかにもよるが、委員会指示の内容が長期的に固定化されてきた時点で、普及啓発看板をマリーナなどに設置してはどうかとも考えている。加えて、チラシを配布するだけでなく、マリーナや大型釣具店等へは、訪問し内容を説明することで理解を得たいと考えている。さらに、SNSの活用について、県のチャンネルも活用して動画により普及してはどうかとも検討したが、ターゲットが広すぎるため、例えば、外国人技能実習生にターゲットを絞った対応として、それらの方々が集まる研修会などでチラシを配布することや、船舶免許を所有している者に絞った対応として、小型船舶の更新講習などでチラシを配布できないか検討しているところ。以上のことから、今後の進め方としては、現在の内容を1年間更新して、まずは、普及啓発の効果を確認する案（案の1）が良いか、現在の内容で有効期間を2年とすること

で取締りでの抑止力を強化する案（案の2）とするか、ご検討いただきたい。

網谷会長：今回、提示された委員会指示案の期間は1年或いは2年となっている。他県の委員会指示の事例では5年間や10年間とより長い期間を設定している。今回の委員会指示の内容は、まだ今後検討の余地があるものとして、1年間或いは2年間の期間という比較的短い期間としているとの認識か？

飯田副主幹：これまでの経緯や様々なご意見がある中で、今後も検討の余地があるだろうということで、また皆さんでご協議いただき、これで効果があるというものが固まってくれば、より長期間の指示として次のステップに進んで行くものと考えている。

網谷会長：本日は、委員の皆さまに、県が提案したように1年間の指示とするのか、2年間の指示とするのか、或いは、3年や5年間の指示とするのか、決めていただく必要があるので、ご意見をお願いしたい。

鷺北会長代理：委員会指示はいずれかの期間を定めて出した場合、途中で変更するようなことはできないのか？

前田事務局長：原則、期間の途中で委員会指示を変更することはない。内容を追加する等の別の委員会指示を追加で出したりすることは可能である。

網谷会長：この委員会指示は、クロマグロ遊漁と同様に、1回目の違反が確認されても注意にとどまり、2回の違反で罰則適用になるということで間違いないか。

飯田副主幹：そのようになる。裏付け命令が出された後に違反が確認された場合に罰則適用となる。もっとも、このような内容の委員会指示としては、厳格な取締りをどんどん進めて行くよりは、まずは指導や啓発に力を入れたいと考えている。

網谷会長：罰則がないと、やはり意味がないのではないか。罰則の適用ということを勘案すると、取締りの回数のリセットされないように、委員会指示の期間を延ばしておくことが必要ではないかと思う。

園委員：委員会指示への違反は、どのように罰則が適用されるのか？

飯田副主幹：違反が確認され、従わない場合には、委員会から県知事に従うように命令を出してもらうこととなり、その命令に従わずに違反した場合に罰則が適用される。

園委員：漁業権や様々な漁法については罰則が明記されているが、委員会指示については実効性がないように感じる。罰則があるということを明記することはできないか？

飯田副主幹：罰せられる可能性があります、ということを伝えることはできると思う。

三國委員：園委員と同意見であるが、指示の期間が1年であろうと2年であろうと、罰則のないものでは、拘束力がないと思う。罰則を伴うものが当然ではないかと思う。こういった行為を行う人は、軽い

気持ちでやっており、罰則がないから行為が続いていくのではない
か。1年や2年の期間のうちに、何度も違反を犯した場合には、罰
則を受けるのは当然だと思う。そうでないと無くならない。

網谷会長：指示の期間を1年とした場合、1年経過後には1回目の違反
がリセットされてしまう問題がある。そういった意味で、期間を1
年間とするか2年間とするかがポイントになる。漁業者には様々な
制限があり、取締りも厳しいが、遊漁者については、取り締まるよう
なものがないのが現状である。

他に委員からの意見や質問等は無く、網谷会長から多数決で採決する旨
の発言があり、委員会指示の期間を1年間とする案の1と、2年間とする
案の2のどちらの案を支持するか各委員に挙手を求めた。その結果、案の
1を支持する者が12名、案の2を支持する者が3名であった。

このことを受け、指示の内容を「富山県の地先海面において、定置漁業
に用いる漁具（かき網、身網、ロープ、浮き玉その他敷設している漁具）
を利用して船を固定する等の漁具に接触して遊漁（水産動植物を採捕する
行為をいう。）をしてはならない。」とし、指示の有効期間を「令和8年4
月1日から令和9年3月31日まで」として委員会指示を発出することが
議決された。

(5) 「新たな漁業権の設定について」について

水産漁港課の加藤主任から、資料5により新たな漁業権の設定につい
て説明があった。

漁業権の免許については、令和5年度に県が現行の漁場計画を作成し、
共同漁業権10件、区画漁業権23件及び定置漁業権76件を免許している。
令和2年に改正漁業法が施行され、生産性の向上や漁場の有効活用が図
られるよう、5年に一度の海区漁場計画の作成の時期によらずとも、新
たな漁業権を免許するための手順等が示された。令和7年度は、県内漁
協から新たな区画漁業権の設定の要望があったことから、漁場計画を変
更して新たな漁業権を追加し、令和7年11月18日付けで新たな区画漁
業権3件（区第24～26号）を免許した。

こうした中で、新たな区画漁業権の設定について、とやま市漁協及び
新湊漁協から県に対し要望があった。漁業権の設定及び免許に関する漁
業法等の規定や水産庁から示された新たな漁業権の免許の手順等により、
本要望に基づく漁業権の設定について検討し、利害関係人への意見聴取
等を行った上で、漁業調整や公益に支障を及ぼさないと認められる場合
には、現行の漁場計画を変更し、免許の手続きを行うこととしたい。

要望の具体的内容としては、とやま市漁協からは、かき垂下式養殖業
と藻類養殖業を新たに同一漁場で実施したいという内容である。また、
新湊漁協からは、かき垂下式養殖業と藻類養殖業を新たに同一の漁場で、
また、藻類養殖業を既存の区第8号と同じ場所で行いたいとの内容で
ある。

漁場計画の変更の素案は、新たに5件の漁業権を追加するもので、漁

業種類、漁業の名称、漁業の時期等を定めている。存続期間は既存の区画漁業権と合わせ、令和10年8月31日までとしている。

漁場計画の変更の流れとしては、①漁場計画の変更の素案を検討・作成し、②素案について利害関係人への意見聴取、関係機関に意見照会を行い、③意見聴取の結果を踏まえ、変更案を作成し、その上で、④海区漁業調整委員会への諮問し、⑤答申結果を踏まえ、漁場計画の変更を決定、公示する。

スケジュールとしては、4月に漁場計画の変更案を委員会に諮問し、5月に公聴会を開催した上で、委員会から答申いただき、6月には漁場計画の変更を公示する予定としている。続いて、免許の手続きとして、7月に免許の申請及び漁業権行使規則の認可申請を受け付け、8月に免許について委員会に諮問し、9月に漁業権の免許並びに漁業権行使規則の認可を予定している。

中村委員：今後、漁場計画の素案に対する意見募集を行うとのことであるが、ホームページだけで行うのか。

加藤主任：ホームページで募集するが、各漁協にはその旨を周知する予定としている。

(6) その他

意見はなかった。

(7) 次回委員会

次回の委員会は、令和8年4月9日（木）13:30より開催することに決定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和8年3月6日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____